**第 ４ 部**

資　料

## 

### 金沢市障害者施策推進協議会

#### 金沢市障害者施策推進協議会条例

（平成11年３月18日　条例第６号）

(設置)

第１条　本市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第36条第４項の規定に基づき、金沢市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第２条　協議会は、次に掲げる事務を処理する。

(1)　本市における障害者（法第２条第１号に規定する障害者をいう。以下同じ。）のための施策に関する基本的な計画に関し、法第11条第６項（同条第９項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市長に意見を述べること。

(2)　本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

(3)　本市における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

(4)　本市における障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく業務の円滑な実施に関する計画に関し、同法第88条第10項の規定に基づき、市長に意見を述べること。

(5)　 本市における障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画に関し、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第10項の規定に基づき、市長に意見を述べること。

(組織等)

第３条　協議会は、委員20人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)　障害者及びその家族

(2)　障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者

(3)　知識経験を有する者

(4)　関係行政機関の職員

(5)　その他市長が必要があると認める者

３　委員の任期は、２年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第４条　協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第５条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第６条　協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、第３条第２項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(関係者の出席)

第７条　協議会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第８条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成12年12月20日条例第80号、中央省庁等改革のための関係法令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例第10条による改正）

この条例は、平成13年１月６日から施行する。

附　則（平成16年９月21日条例第55号）

この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は規則で定める日から施行する。〔平成17年規則第65号で、平成17年４月18日から施行〕

附　則（平成18年３月27日条例第27号）

この条例は、平成18年10月１日から施行する。

附　則（平成23年９月22日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条第４号の改正規定は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第２条中障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の改正規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。〔平成23年政令第295号で、平成24年４月１日から施行〕

附　則（平成24年３月26日条例第18号）

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。〔平成24年政令第144号で、平成24年５月21日から施行〕

附　則（平成25年３月26日条例第２号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例第６条による改正(抄)）

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

附　則(平成30年3月26日条例第22号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### 令和２年度金沢市障害者施策推進協議会委員名簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 関係分野 | 氏　名　・　所　属　等 | 備　考 |
| 第１号委員 | 身 体 障 害  （肢体不自由） | 田　中　弘　幸 | 自立支援協議会  委員兼務 |
| 障害のある人及びその家族 | 金沢市身体障害者団体連合会副会長 |
| 身 体 障 害  （視覚障害） | 米　田　　　茂 | 自立支援協議会  委員兼務 |
| 金沢市視覚障害者協会福祉部長 |
| 身 体 障 害  （聴覚障害） | 吉　岡　真　人 | 自立支援協議会  委員兼務 |
| 金沢市聴力障害者福祉協会会長 |
| 身 体 障 害  （家族） | 金　子　聡　子 |  |
| 石川県肢体不自由児協会常任理事 |
| 知 的 障 害　　　　　　（家族） | 浅　永　洋　子 | 自立支援協議会  委員兼務 |
| 金沢手をつなぐ親の会副会長 |
| 精 神 障 害　　　　　　（家族） | 中　谷　賢　宗 |  |
| 石川県精神障害者家族連合会会長 |
| 第２号委員 | 社会福祉施設 代　　　表 | 小　島　　　武 |  |
| 障害のある人の自立及び社会参加に関する事業に従事する者 | 金沢市障害児・者福祉施設連絡会代表幹事代理 |
| 地域福祉事業 従　事　者 | 岡　田　淳　夫 | 自立支援協議会  委員兼務 |
| 社会医療法人財団松原愛育会医師 |
| 地域福祉事業 従　事　者 | 中　村　久　司 |  |
| 社会福祉法人こころ理事  ワークプラザますいずみ管理者 |
| 地域福祉事業 従　事　者 | 後　出　建　司 |  |
| 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会  常務理事兼事務局長 |
| 第３号委員 | 社 会 福 祉 | 森　山　　　治 | 会長  自立支援協議会  委員兼務 |
| 知識経験者 | 金沢大学人間社会研究域経済学経営学系教授 |
| 障害児教育 | 吉　村　優　子 |  |
| 金沢大学人間社会研究域学校教育系准教授 |
| 精神保健医療 | 岡　　　　　宏 | 自立支援協議会  委員兼務 |
| 金沢市医師会理事 |
| バリアフリー  デザイン | 高　多　真　裕　美 |  |
| 社団法人石川県作業療法士会理事 |  |
|  |  |  |  |
| 専門委員 | 障害者計画策定 | 田　邊　　　浩 |  |
| 金沢大学人間社会研究域人間科学系教授 |  |
| 障害者計画策定 | 中　本　富　美 |  |
| 独立行政法人国立病院機構医王病院  医療社会事業専門員 |  |

#### 令和２年度ワーキング編成・障害者計画策定専門委員会編成

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 調査項目 | 委員氏名 | 適　要 |
| １ | 守られる  住 ま う  働　　く  得　　る  参加する  使　　う | 田中　弘幸 |  |
| 米田　　茂 |  |
| 吉岡　真人 | （兼任） |
| 小島　　武 |  |
| 中村　久司 |  |
| 後出　建司 |  |
| 森山　　治 | リーダー |
| ２ | 学　　ぶ  遊　　ぶ  つきあう  出かける  すこやかに暮らす  知　　る | 吉岡　真人 | （兼任） |
| 金子　聡子 |  |
| 浅永　洋子 |  |
| 中谷　賢宗 |  |
| 吉村　優子 | リーダー |
| 岡　　　宏 |  |
| 高多真裕美 |  |
| 障害者計画策定専門委員会 | | 田中　弘幸 |  |
| 米田　　茂 |  |
| 吉岡　真人 |  |
| 金子　聡子 |  |
| 浅永　洋子 |  |
| 中谷　賢宗 |  |
| 小島　　武 |  |
| 森山 　治 |  |
| 吉村　優子 |  |
| 田邊 　浩 | 専門委員 |
| 中本　富美 | 専門委員 |

### ノーマライゼーションプラン金沢推進プロジェクト設置要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成11年６月22日決裁）

最終改正　令和２年４月１日決裁

第１条　本市における障害者計画の推進を図るため、ノーマライゼーションプラン金沢推進プロジェクト・チーム（以下「プロジェクト・チーム」という。）を設置する。

第２条　プロジェクト・チームは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) ノーマライゼーションプラン金沢の施策化の検討

(2) ノーマライゼーションプラン金沢の推進状況の把握と評価

(3) 金沢市障害者施策推進協議会からの提言及び課題の検討

(4) その他障害者施策に関する事項の調査等

第３条　プロジェクト・チームは、原則として別表に定める課等のグループ長、担当課長補佐（これに相当する補職名を有する職員を含む。）又は主査で組織する。

２　プロジェクト・チームの座長は、障害福祉課長とする。

第４条　プロジェクト・チームの会議は、座長が必要に応じて招集する。

２　座長は、必要があると認めるときは、関係課等の職員を会議に加えることができる。

第５条　プロジェクト・チームの庶務は、福祉局障害福祉課において処理する。

第６条　プロジェクト・チームの進行管理は、福祉局障害福祉課が行う。

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

別表（第３条関係）

広報広聴課　交通政策課　歩ける環境推進課　人事課　文化政策課　スポーツ振興課　商工業振興課　労働政策課　観光政策課　市民協働推進課　市民課　地域長寿課　生活支援課　介護保険課　障害福祉課　子育て支援課　保育幼稚園課　こども相談センター　幼児教育センター　健康政策課　泉野福祉健康センター　元町福祉健康センター　駅西福祉健康センター　医療保険課　地域保健課　都市計画課　緑と花の課　市営住宅課　建築指導課　道路建設課　道路管理課　営繕課　危機管理課　学校指導課　生涯学習課　図書館総務課　教育プラザ　消防局予防課　市立病院　選挙管理委員会

### 金沢市障害者自立支援協議会設置要綱

#### 金沢市障害者自立支援協議会設置要綱

（平成24年11月１日決裁）

改正　平成25年４月１日決裁

(設置)

第１条　本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の３第１項の規定に基づき、金沢市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第２条　協議会は、次に掲げる事務を処理する。

(1)　地域の関係機関等によるネットワークの構築等に向けた協議及び課題の共有に関すること。

(2)　相談支援体制の状況把握、評価及び整備方策の助言に関すること。

(3)　個別支援会議（個々の障害者の課題の解決やサービスの利用調整のための関係者による会議をいう。）の開催に関すること。

(4)　地域の障害者の支援体制に係る課題の整理並びに社会資源の開発及び改善に向けた協議に関すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、障害福祉の推進に向けて必要な事項に関すること。

(組織等)

第３条　協議会は、委員20人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)　障害者及びその家族

(2)　障害者の福祉に関する事業に従事する者

(3)　知識経験を有する者

(4)　関係行政機関の職員

(5)　その他市長が必要があると認める者

３　委員の任期は、２年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第４条　協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第５条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(専門委員)

第６条　協議会に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、第３条第２項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(関係者の出席)

第７条　協議会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局会議)

第８条　協議会に、本会の業務を円滑に行うため、事務局会議を置く。

２　事務局会議は、協議会の企画、運営、各種会議間の調整等の事務を処理する。

３　事務局会議は、事務局員若干人で組織する。

４　事務局員は、障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、会長が指名する。

５　事務局会議は、会長が招集する。

(庶務)

第９条　協議会の庶務は、福祉局障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

１　この要綱は、平成24年11月28日から施行する。

２　この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第３条第３項の規定にかかわらず、平成25年３月31日までとする。

附　則

　この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

#### 令和２年度金沢市障害者自立支援協議会委員名簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 関係分野 | 氏　名　・　所　属　等 | 備　考 |
| 第１号委員 | 身 体 障 害  （肢体不自由） | 田　中　弘　幸 | 施策推進協議会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員兼務 |
| 障害のある人及びその家族 | 金沢市身体障害者団体連合会副会長 |
| 身 体 障 害  （視覚障害） | 米　田　　　茂 | 施策推進協議会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員兼務 |
| 金沢市視覚障害者協会福祉部長 |
| 身 体 障 害  （聴覚障害） | 吉　岡　真　人 | 施策推進協議会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員兼務 |
| 金沢市聴力障害者福祉協会理事 |
| 知 的 障 害  （家族） | 浅　永　洋　子 | 施策推進協議会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員兼務 |
| 社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会副会長 |
| 精 神 障 害  （家族） | 佐　溝　　　進 |  |
| 石川県精神障害者家族連合会会員 |
| 第２号委員 | 地域福祉事業 従 　事 　者 | 岡　田　牧　子 |  |
| 福祉事業に従事する者  (サービス事業者の実務者または代表者) | 医療法人社団岡部診療所  　地域活動支援センターあるふぁ施設長 |
| 日中活動系 | 中　山　　　肇 |  |
| 特手非営利活動法人リエゾン理事長 |
| 訪 問 系 | 新　濃　清　樹 |  |
| 社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会理事  彦三のぞみ苑施設長 |
| 居 住 系 (ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ等) | 岡　田　淳　夫 | 会長  施策推進協議会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員兼務 |
| 社会医療法人財団松原愛育会医師  グループホーム管理者 |
| 施 設 系 | 城　田　　　充 |  |
| 社会福祉法人陽風園  ハビリポート若葉・ハビリポート若竹施設長 |
| 相談支援系 | 長谷川　　　剛 |  |
| 社会医療法人財団松原愛育会  生活支援センター雪見橋  オープンセサミ城南支援課長 |
| 堂　田　泰　子 |  |
| 社会医療法人財団松原愛育会  ピアサポートいしびき精神保健福祉士 |
| 第３号委員 | 社 会 福 祉 | 森　山　　　治 | 施策推進協議会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員兼務 |
| 知識経験者 | 金沢大学人間社会研究域経済学経営学系教授 |
| 精神保健医療 | 岡　　　　　宏 | 施策推進協議会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員兼務 |
| 金沢市医師会理事 |

### 第５次金沢市障害者計画等策定経緯

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　月　日 | 会　議　名　等 | 内　　　　　容 |
| 令和元年度  令和元年７月19日  ８月２日  ９月20日  10月21日  ～  11月15日  令和２年３月24日  令和２年度  令和２年７月３日  ７月17日  ９月15日  　　　　～  　　　　10月16日  10月１日  　　　　～  　　　　10月16日  11月20日  12月２日    12月21日  　　～  １月19日  １月13日 | 第１回金沢市障害者施策推進協議会  第１回アンケート検討専門委員会開催  第２回アンケート検討専門委員会開催  金沢市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケートの実施  （事業者等は11月30日まで）  第２回金沢市障害者施策推進協議会  第１回障害者計画策定専門委員会  第１回金沢市障害者施策推進協議会・  金沢市障害者自立支援協議会合同会議  重症心身障害のある方及びご家族の方との意見交換  第１回市民フォーラム  （動画配信とアンケートでの開催）  第２回障害者計画策定専門委員会  第２回金沢市障害者施策推進協議会・  金沢市障害者自立支援協議会合同会議  ノーマライゼーションプラン金沢２０２１骨子（案）のパブリックコメント  第１回金沢市障害者自立支援協議会 | ○次期金沢市障害者計画、金沢市障害福祉計画・金沢市障害児福祉計画策定に向けたアンケート調査（案）について審議  ○アンケートの具体的内容の検討  ○アンケートの具体的内容の審議  調査票配布　障害のある人　4,108  　　　　　　市民　　　　　 250  　　　　　　事業者等　　　　300  ○アンケート調査結果の報告  ○障害者計画策定専門委員会の設置及び策定スケジュール（案）の審議  ○ノーマライゼーションプラン金沢２０２１骨子（素案）等について検討  ○ノーマライゼーションプラン金沢２０２１骨子（素案）等について審議  ○ノーマライゼーションプラン金沢２０２１骨子（素案）に対する意見募集  ○ノーマライゼーションプラン金沢２０２１骨子（案）について検討  ○ノーマライゼーションプラン金沢２０２１骨子（案）について審議  ○第６期金沢市障害福祉計画・第２期金沢市障害児福祉計画 骨子（案）について審議 |
| 年　月　日 | 会　議　名　等 | 内　　　　　容 |
| １月18日  ～  ２月５日  １月18日  　　～  ２月17日  ２月10日  ２月24日  ３月２日 | 第２回市民フォーラム  （動画配信とアンケートでの開催）  第６期金沢市障害福祉計画・第２期金沢市障害児福祉計画骨子（案）のパブリックコメント  障害者施策推進協議会ワーキング・障害者計画策定専門委員会合同会議  第３回金沢市障害者施策推進協議会・  金沢市障害者自立支援協議会合同会議  市長への建議  ノーマライゼーションプラン金沢２０２１及び第６期金沢市障害福祉計画・第２期金沢市障害児福祉計画策定 | ○ノーマライゼーションプラン金沢２０２１骨子（案）に対する意見募集  ○ノーマライゼーションプラン金沢２０２１各論（生活場面別計画）（案）について検討  ○ノーマライゼーションプラン金沢２０２１及び第６期金沢市障害福祉計画・第２期金沢市障害児福祉計画（案）について最終審議  ○ノーマライゼーションプラン金沢２０２１及び第６期金沢市障害福祉計画・第２期金沢市障害児福祉計画を建議 |